

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 習志野市

(単位:百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
26,456	1,225	1,227	28,907

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	44,857	43,428	1,429	1,382	1,682	37,240	
一般会計等	44,857	43,428	1,429	1,382		37,240	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	12,581	12,469	112	112	1,067	—	—	
介護保険特別会計	6,083	5,910	173	173	927	—	—	
後期高齢者医療特別会計	1,110	1,099	11	11	176	—	—	
老人保健特別会計	815	776	39	39	—	—	—	
水道事業会計	1,907	1,818	89	3,182	—	1,338	—	法適用
ガス事業会計	7,011	6,922	88	5,477	—	1,266	—	法適用
公共下水道事業特別会計	6,830	6,830	0	0	2,258	34,008	18,262	
公営企業会計等計				8,994		36,612	18,262	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	—	—	—	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	—	—	
千葉県競馬組合(一般会計)	40,632	40,485	148	148	—	—	—	
四市複合事務組合(一般会計)	1,143	1,053	90	90	6	1,228	225	
北千葉広域水道企業団(水道用水供給事業)	11,258	9,635	1,623	3,070	—	50,151	42	法適用
一部事務組合等計				13,622		51,379	267	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)習志野市開発公社	27	1,231	101	—	—	—	304	30	
(財)習志野文化ホール	△ 65	149	3	180	—	—	—	—	
(財)習志野市スポーツ振興協会	△ 3	99	2	54	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等計			106	234	—	—	304	30	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,676	1,392	△ 284
減債基金	686	638	△ 48
その他充当可能基金	3,279	3,645	366
充当可能基金計	5,641	5,675	34

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.38	4.78	△ 0.60	△ 11.86	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	33.64	35.89	2.25	△ 16.86	△ 40.00	ガス事業会計	—	—	—
実質公債費比率	8.8	9.5	0.70	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	88.7	82.8	△ 5.90	350.0					
財政力指数	0.91	0.93	0.02						
経常収支比率	92.8	92.8	0.00						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

※この表において、百万円単位の端数調整により、合計と内訳などが一致しない場合があります。